

新産業の森西部地区まちづくり検討会会則

(名称)

第1条 この会は、新産業の森西部地区まちづくり検討会(以下「検討会」という。)と称す。

(目的及び設置)

第2条 この検討会は、「新産業の森西部地区(以下「西部地区」という。)」において、藤沢市都市マスタープランに基づき産業拠点の強化を図るとともに、生活基盤の整備による住工混在に配慮した良好な居住環境の形成をめざし、まちづくりの実現にむけた検討を推進することを目的とする。

(対象区域)

第3条 検討会における対象区域は、別添「新産業の森西部地区 区域図」のとおりとする。

(討議事項)

第4条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) まちづくり方針【基本構想(案)】の検討に関する事
- (2) 整備手法に関する事
- (3) 産業振興、農業振興、緑地保全、スポーツ振興に関する事
- (4) その他、まちづくりの実現に向けて必要な事項

(検討会委員の構成)

第5条 委員は、次の資格条件を有している者をもって組織する。

- (1) 西部地区に土地を所有している者。ただし、土地を所有している者の法定相続人(第1順位のみ)に該当する者、および土地を所有している法人に属している者は、委任状の提出により委員への資格条件を有するものとする。
 - (2) 西部地区の関連自治会(葛原第一自治会・用田第一自治会)から選出された者。
 - (3) 地元組織(御所見まちづくり推進協議会・御所見郷土づくり推進会議)から選出された者。
 - (4) その他、公募により選出された者。
- 2.委員の代理出席は、原則として認めない。ただし、第1項(2)又は(3)の規定により選出された者については、この限りではない。
- 3.第1項の規定による身分又は資格に基づいて委員に選任された者が、その身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(検討会委員の補充)

第6条 検討会委員は、次のいずれかに該当する場合において、検討会の承認をもって補充することができる。

(1) 第5条第1項(1)から(4)の委員に欠員があるとき。

(2) 新たに検討会への参加を希望する者がいるとき。

2.補充して委員を選任するときは、当該職を辞した委員の身分又は資格に準ずる者のうちから委員を選任するものとする。

(検討会委員の任期)

第7条 検討会委員の任期は、令和5年10月27日から令和8年3月31日までの期間とする。ただし、委員が欠けた場合等に補充して選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の内命)

第8条 会長および副会長は、委員の互選により選任する。

(会長および副会長の役割)

第9条 検討会は、会長1名、副会長1名を置く。

2.会長は、検討会を代表し、検討会を統括する。

3.会長は、検討委員を招集し、検討会を開催する。

4.会長は、必要に応じ、検討会にアドバイザーを招集することができる。

5.副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(アドバイザー)

第10条 検討会は、まちづくり方針【基本構想(案)】の検討等について助言を得るために、藤沢市関連部局課から構成されるアドバイザーを置く。

(事務局)

第11条 検討会の事務局は、藤沢市都市整備部西北部総合整備事務所に置く。

(雑則)

第12条 この会則に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項等については、検討会で定める。

(付則)

この会則は、令和5年10月27日から施行する。